

第12號

發行所 郡田額田縣知事
愛知縣額田郡田額田縣知事
印刷所 活版所
岡崎市藤田町五一

新入學兒童の おかあさま方え



「おかあちゃん。もういくつ寝たら學校えいけるの？」と何回も聞きながら子供は入學の日を指折り數えて待ちこがれていました。それ程子供にとつては嬉しくて嬉しくてたまらないのです。お母様方としても丸六年の間苦勞に苦勞を重ねて立派に育て上げたかいがあつて入學のできるのはどんなに喜ばしいことでしょう。

しかし今まで何かと母性愛に甘えて「お山の大将おれ一人」でいたのが急に學校という規律ある集團生活に入るのですから子供たちにとつては大きな環境の變化であり、そのため母親にとつては又新しい心配の種でもありましょう。

先ず呼ばれたら「ハイ」とはつきり返事ができ、自分の氏名がかなでかけるとか、早起早起の習慣、朝おきたらすぐ床を上げ、齒をみがき顔を洗う等々。娘の問題も大切ではあるが、命あつての物種。先ず健康が

第一です。

日頃健康のすぐれない子供は充分就學前に身体の訓練をし、健かな學童として入學するように心がけねばならぬ。特に現在どこか悪いような場合はすぐ醫師に相談して治しておくのが當然です。例えば蛔虫症があると食慾もなく栄養が衰え注意力もなくなるので検便が必要であり、扁桃腺の肥大は寒い日に扁桃腺炎をおこし、又かぜも引き易いので耳鼻咽喉科醫に相談するとよろしい。尙恐るべき結核豫防のためBCG接種は是非忘れてはなりません。

若し發育不良其他で到底就學出来かねる方は猶豫の手續をとり一年延ばす方法もありますから早く學務課を相談して下さい。

入學式は成人式、結婚式と並んで人生の三大儀式であるから家中揃つて、明るく楽しく真心こめて門出を祝つてあげて下さい。



八面鏡より 財務課 S 生

最近國稅廳は「所得稅の基本通達を發表したこれは七百條に余る廣汎なものでまことに微に入り細を穿つている。ところが一部の新聞はこれを取り上げて「鶏四羽以上、柿の木三本以上は直ちに課稅される。うきん少なものに課稅するのは唐政の初めだ」と批評している。言論は自由であり批評は尊重されねばならぬが、しかし舌足らずの言説はと角誤解を生み易くて危険千萬である。鶏四羽以上柿三本以上は課稅されるのではなくそれから生れた柿の實や卵を販賣して收入を得ている場合にその所得が他の所得と通算されて一定の限度以上に達したときに初めて課稅されるという意味である。従つて四羽以上三本以上もつていても販賣しないで自家消費に充てている場合には課稅されない譯である。また鶏三羽以下柿の木二本以下から生じた果實を販賣して收入を得ている場合これを自主的に申告して主たる所得と通算して納稅する人もあるだろうが假にその部分だけ落して申告する人が出てその理由によつて稅務署は必ずしも更正決定するには及ばないという意味も含まれている。鶏三羽か四羽を基準にすることは確に零細であつて、こゝまで規定しなけ

ればならないことは情ないことには違いないが、しかしこれは日本が現在置かれてゐる地位のミジメサの端的表現だといつた方が更に適切である。それは經濟力の貧困性の表象であると同時に納稅義務感の薄弱性の目印でもある。いやしくも所得のある場合はそれが假令一錢であつても通算して自主的に申告する氣概があればおのずから基礎控除などの大幅引上げも可能となるしまた稅率の引下げも實現するに違いない。だから細い規定を置くことが「政治の終り」ではなく法律に遵う精神の喪失が「政治の終り」なのである。逆にいえば憲法的美俗があつて初めて日本は「エデンの園」になるたとえその道は遠く峻しくても。(八面鏡より轉載)

○ 春分の日
三月二十一日

戸毎に國旗を
必ずかゝげましょう

◎自然をたたえ
生物をいつくしむ



議會の議場等使用條例

第一條 本村議會の議場及び會議室（以下議場等という）は、その目的を妨げない範圍内においてこの條例の定むるところにより使用することが出来る。

2 前項の使用することが出来るのは執務時間中とする。

第二條 議場等を使用しようとする者は、左の事項を具しあらかじめ村長の許可を受けなければならぬ。

その事項を變更しようとするときもまた同様とする。

- 一、使用日時
 - 二、使用時間
 - 三、使用目的
 - 四、參集豫定人員
 - 五、使用の許可を受ける者の住所氏名
- 第三條 左の各號の一に該當する場合は使用を許可することができない。
- 一、公益を害し又は風俗を紊す虞があるとき。
 - 二、施設又は設備を毀損する虞があるとき。

あると認むるとき。

三、營利を目的とする使用であると認むるとき。

四、その他村長が許可できないと認むるとき。

第四條 左の各號の一に該當する場合においては使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止させることができる。

一、許可の條件に違背するとき。

二、許可した室を村において緊急に使用しなければならぬ事由が生じたとき。

2 前項第一號の場合において使用者が損害を生じても村はその賠償の責を負わない。

第五條 使用の許可を受けた者（以下使用者という）は別表の區分に從い、使用料をあらかじめ村長に納付しなければならない。

2 公用のため使用する場合、又は村長において必要と認むるときは使用料を減免することができる。

第六條 納付した使用料は、これを還付しない。

但し天災事變等に因り使用できないとき、又は第四條第二號の事由により許可を取消し、若しくは使用を中止させたときは使用料の全部又は一部を還付する。

第七條 使用者は左の事項を遵守しなければならない。

- 一、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の權利を譲渡し、若しくは轉貸しないこと。
- 二、使用許可を受けない室又は物件を使用しないこと。
- 三、施設又は設備を毀損しないこと。
- 四、火氣に嚴重注意すること。
- 五、前各號の外村長の指示した事項。

第八條 使用を終つたときは、原狀に復し器具を整備し、且室の内外を清掃して係員に引渡さなければならぬ。

2 前項の義務を怠つたときは、村で適當に處理しその費用は使用者の負擔とする。

第九條 使用者又はそのために參集した者が施設、又は設備を毀損した場合においては使用者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原狀に回復しなければならぬ。

第十條 許爲その他の不正行為に因り使用料の徴收を免れた者に對しては、その徴收を免れた金額の五倍に相當する金額以下の過料を科することができる。

第十一條 この條例で定める使用辦法に違反した者に對しては、二千圓以下の過料を科することができる。

第十二條 この條例の施行について必要な事項は別に村長が定める。

附則
この條例は公布の日から施行し、昭和二十六年二月二十三日から適用する。

名稱	使用料	備考
議場	三百圓	
會議室	二百圓	

一、燃料及び湯茶については、村長の定める實費を徴收するものとする。
(二月二十七日定例村議會可決)

主事更迭

支所名	主事氏名	生年月日	年令
長嶺	安藤 貞一	大正11年11月	38
久保田	鈴木 良逸	大正3年10月	33
坂崎	淺井 三津治	明治39年11月	22
大草	川口 安一	明治37年3月	39
新田	志賀 明茂	大正3年11月	33
岩津	本多 武義	明治36年5月	30
荻原	本多 守太郎	明治36年5月	30
荻原	都築 廣逸	明治36年5月	30
幸田	山田 正一	明治36年5月	30
幸田	杉浦 甚八	明治36年5月	30
里谷	杉浦 正一	明治36年5月	30
市場	堀戸 鐘一	明治36年5月	30

備考○印は留任



農業技術と青少年

研究農場 金澤榮一

「農業技術の改善」等というとか大變難しい技術であつて専門家のみ行ふ事のように考へ勝ちであるがそんなものではない。米作りにしても麥作でもその他何でもそうであるがちよつとした工夫少しの努力を栽培管理の上に現し應用していくそれが農業技術ではなからうかと考える。今假りに麥の施肥をする場合硫酸一貫五石五貫加里一貫五百匁を使う農家があつたとし、これを何時どんな方法で施すか又どうして肥料價値を充分發揮させるかということになる。随つて麥の收量に於て五俵余もとる人もできようし二俵半しかとれない人もできよう。そういうことが農業技術ではなからうか。勿論農作物の出來不出來は人力の如何ともしがたい多くの要素(天災等)も數えきれない程あるがそれ以外の事はこつた農業技術による事が多い。

私はこつた問題の村の青少年諸君と共に研究し一しよに勉強して相携えて幸田村農業の發展に寄與したいことを念願している。

幸い今回本村青少年の民主的グループであるKHクラブ有志の集いで過去を反省し同志相より相助け研究農場中心に所謂農業技術の改善と農村社會人としての教養と健全な身心を研き合おうという運びになつたことは欣快に堪えないのである。願はくは村民各位のいつに變らぬ御厚情 御指導を御願ひしこれ等若人の活躍に御期待を乞う次第です。



養蠶界 三月の業仕

蠶絲業の前途いよいよ明朗、皆さんは桑園の手入を充分に行つて良桑を多收し大いに繭を増産しようと思ひます。

● 改植、補植、新植の實施

そのためには桑園の能率をあげる事がカンジンです。現在の桑園はあまりに枯れ株や落株など多く又オイボれた桑園も多いようです。から、これを改植するなり補植することです。桑のジヌミヨウは普通十五年から二十年位でいつも能

率のあがる立派な桑園にしておくにはどうしても毎年所有桑園の廣さの五%から七%つまり五分から七分位ずつ改植し、又經營基準面積は三反歩が適當であるから過少な方は此の際新植をも致しませう。

● 春肥の施與

良桑を多收するには春肥を充分施すことです。しかし稚蠶専用桑園には糞肥として堆肥がやつてあると思ひますので、一畝當り蠶糞粕一貫、草木灰一貫程度を今月中旬迄に施與しましょう。

● 稚蠶共同桑園の設置

養蠶經營改善の第一歩は稚蠶共同飼育の實施かです。共同飼育の萬全を期するにはどうしても共同桑園が必要で、萬難を排して所要面積を設置しましょう。

一掃立卵量	二期迄の用桑量	所要面積
〇五に對	一六五貫	一反二畝
〇五に對	一四五〇	一反五畝
〇五に對	一五五〇	二反

● 私は誰でしょう

1. 私の母は日本父の祖先是支那と歐羅巴が原産地です。
2. 長い間國の蠶絲試驗場で育成されて昨春から世の中へたものなのです。
3. 同類の名前仲々よいのがありますが私は數字でよばれています。



四季の民俗 (その三)

甲 三月といえは雛様の月だが、あれも唯人形を飾るだけのものではないでしょう。

乙 寒さがゆるむ頃には、紙の人形(ひとがた)に災をつけて水(ひとがた)の身を守り、その人形と「おまがた」等の人形とから次第に雛人形ができたのです。

甲 昔は女の子だけの祭でもなかつたわけですね。

乙 そう、大人も男の子も關係ある除災の祭だつたのだね。しかし人形(ひとがた)を一番喜ぶのは女の子だし、寒さはゆるんでもまだ外で遊ぶには早いこの季節と桃の花の散らかな感じ等がこの祭を女の子のものにしたわけですね。

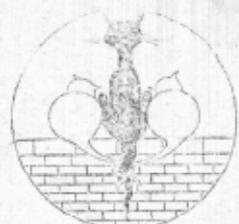
甲 全くもとの意味は變つても、女の子が優しく成長してくれようかと祈る親心はいつも變らぬわけですね。

乙 それで面白くことがあるよ。嫁の雛といつて嫁を迎えた最初の雛祭は初節句と同様に賑かにする習慣が残つてはいるが、おまがたは女の子が生まれた日と家の新しいだね何と優しい愛情の満ち満ちた習慣ではなにかね。

甲 女の正月とか、女の節句とか、嫁の雛とか古い習慣の中に案外そうしう愛情が潜んでますね。

乙 土雛、糸雛、紙雛、草雛等の郷土色豊かなものもあるし、派手を贅う弊害は止めても、女の子たちには心からの愛情で雛祭はしてやらないといけません。

全	全	全	全	地	科	全	全	全	童	全	全	全	全	全	全	全	地	類
118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	番
李代官	そろり新右衛門	野口英世	第三部	東京 第二部	のりもの寫真集	一寸法師(動く幻灯)	白雪姫	母子草	ボツクリ坊やの冒険	水戸黄門漫遊記	リンカーン	日蓮	東京 第一部	全 空の巻四	全 空の巻三	全 空の巻二	全 空の巻一	題名
25	25	29	29	30	25	16	27	32	23	28	30	30	30	24	36	25	33	面数
○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色



幻灯画目録 (その二)

社會教育委員會 視覚教育部

全	童	全	全	全
123	122	121	120	119
うさぎの片耳	なんにも仙人	理想太子さま	伊能忠敬	弘法大師
23	24	15	33	30
○	○	○	○	○



青年團だより 雄辯大會 幸田村青年團

1. 内容が抽象的だから具体化せよ
 2. 迫力がな
 3. 辯論部を設けて研究するとよい
- もし 電話番號表 幸田郵便局
- 1 加原 者
2 本多 準二(門仁)
3 足立 草逸郎
4 石川 岩藏
乙 深溝農業協同組合

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5		
幸田	永井	幸田	大須賀	幸田	渡邊	幸田	(特)新光	左	中	野	鶴	新	野	星	鈴	幸	大	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙
田	源	村	米	村	英	田	光	右	部	場	場	光	野	野	木	田	草	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	
幸	永	幸	大	幸	渡	幸	(特)新	左	中	野	鶴	新	野	星	鈴	幸	大	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	乙	
田	源	村	米	村	英	田	光	右	部	場	場	光	野	野	木	田	草	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
新	野	永	永	六	桐	幸	佐	牧	東	眞	大	今	田	東	西	電	大	加	水	植	本	東	大	上	藤	電	電	豐	豐	牧	鈴	小	研	幸	公	豐	須	
田	野	永	永	六	桐	幸	佐	牧	東	眞	大	今	田	東	西	電	大	加	水	植	本	東	大	上	藤	電	電	豐	豐	牧	鈴	小	研	幸	公	豐	須	
分	野	永	永	六	桐	幸	佐	牧	東	眞	大	今	田	東	西	電	大	加	水	植	本	東	大	上	藤	電	電	豐	豐	牧	鈴	小	研	幸	公	豐	須	
館	野	永	永	六	桐	幸	佐	牧	東	眞	大	今	田	東	西	電	大	加	水	植	本	東	大	上	藤	電	電	豐	豐	牧	鈴	小	研	幸	公	豐	須	



郷土史料

郷土地名考(二)
小野宗重

菱池の地名は幸田、豊坂、福岡の三町村にまたがる一淡水沼に起因するもので、この沼に關する文献としては、緑野の池と云うは今の岩堀池なりと參河二葉松にあり又刪補松には今の菱池なりと記している。この緑野の池の名は歌書、夫木集にある緑野の池の玉藻もいろことに見ゆ、と云う句から来て居ると思ひますがこれは再考の餘地あるもので一般には、周圍に山を繞らしたこの美しい沼に多彩な美葉を持つ菱が繁殖していたからこの植物が沼の名となり、更に汀線附近が次第に開拓せられ其の部落も沼の名を以て呼ばれたと思ひます。豊坂村誌にも野場の地名は沼から来た名でヌマガノバと轉訛した事を記しています。

さて池沼湖の區別であります。古來堤を有するを池、堤なきを沼、堤なく一目して見渡すことの出来ない程のものを湖と呼ぶのが通例であります。そこで此の淡水沼も古代は沼と稱していたが開拓と共に堤が出来ると頃から池と呼ばれたが、この沼の

一部分が開拓され始めた年代は何時の頃か、これは岩堀の地名が彷彿として其の時代を教えています。岩堀は今堀で、西尾町の今川、安城町の今村、遠州の今切等の例から見ると今は新と同意で足利時代の流行語でありました、應仁年中淡水湖の一部が海水によつて突敏された地に今切の名が附けられたことは適例で、本村の高台地に住む人々が人口の増加と共に足利の初期頃からこの沼の汀線附近に着眼し、古歌に「古沼の淺きかたより野となりて、すゝきにまじる芦の一もと」この様な地に排水堤を設けて水田を作り今日の菱池地畝の大部分を形成したことと思われ



春の七草

地下 水

昔わが國では、正月七日に、野原からつんで来た七いろの草を、粥に入れて食べました。そうすると、その年は病氣にならぬと思われていたからです。實際はそんな事はないが正月早々野原に出て景色を眺めながら、食べられる草をつむことは、樂

し、事じもあり、体のためにもよい事です。春の七草というのは、この七いろの草のこと、昔から「せりなすな、おぎよう、はこべら、ほとけのざ、すずな、すずしろ、これぞ七草。」と歌になつてゐる。正月といつても昔の曆の正月今の二月に當るからそろそろ草が生え出し、その若い草をつんでたべる。せり。小川や池の邊にある草で夏になると葉の先に傘を開いたように何本も軸が出て白い小さな花がたくさん咲く。種でふえるだけでなく、秋莖の下から長い枝が四方にのび出し春早く處々から新しい草が生え出してふえる。人が押し合うことをせりあうというのもその意味です。なすな。ペンペン草のことで、實が三味線のばち形をしており三味線の音はペンペンというからです。春早く葉が地面に廣がり、夏株の真中から莖がのびてたくさん小さな白い花がつく。(十字花) おぎよう。ハハコ草という。葉が細長く綿のような手でおおわれ白じやけて見える。二、三十種の莖の先に黄色の小さい花が固まつてつく。はこべら。ハコベのこと、鶏の餌にする。春よく茂つて小さな白い花が

咲く。花片は十枚あるように見るとが五枚で、若葉はおしたしにするとおいしい。ほとけのざ。コオニタビラコのこと、多数の葉が地面にひろがりちようど佛様の座つていらしやる台のようだから昔の人がそう名付けた。すずな。カブのこと。すずは清いという意味即ち清い葉ですが特に蕪の葉とすずなという譯はわからない。すずしろ。ダイコンの異名「清い白いもの」と言う事で、この二つは畑でつむ草です。 つみ草は日本でも古くから行われた遊びで、應神天皇の頃既に始まつていた。百人一首に「君がため春の野にいで若葉つむ我が衣手に雪はふりつゝ。」という光孝天皇の御歌があります。その頃特に摘草が盛んで家中揃つて奈良近くの春日野に出かけてつんだ草を自分たちで食べるだけでなく、お友達と一緒にわけたものです。

地方選挙期日決定

市町村長、市町村議會議員
○四月二十三日(月)
知事、府縣議會議員
○四月三十日(月)
告 小(市町村長市町村議會議員四月三日
知事、府縣議會議員は三月三十一日



公民館だより 一、栄養料理 指導講座 (二)

四、ツアルカイロー(醋溜塊肉)

豚肉を細切し軽く塩胡椒したのを卵と片栗粉でねつた衣をつけ小塊にして狐色にあげる。次に玉葱を二つ刺とし細く切り人参は銀杏に薄切りする白菜はざく切りとする。

大鍋を空のまま強火にかけ油を入れ煙立つた處で人参を入れて炒め砂糖を加えて更に炒め次に白菜玉葱を入れて炒め前に揚げた肉だんごを入れ湯か煮出汁を材料の半位に入れ醬油塩で調味して煮立て片栗粉の水とさしたのを流しどろどろになつたら火から下し酢を少量落し皿に盛つて上からグリーンピースと紅生姜の練切りをおく。

五、落花生和え(小鉢物)

新鮮な魚肉を細く切り二杯酢(酢塩砂糖)につける。四つ割の葱根をさつと茹で小口から薄く切る。人参、大根は千切に細く切り軽く塩でもむ袖子は皮をみじん切りとする。次に粗板の上で煎つた落花生をみじんに刻み搥鉢でよく搥り前の魚をつけた

二杯酢を入れ尚砂糖酢で適當に調味しどろどろにすつてから魚や野菜を入れて和える。 献立(材料一人分) 1.口取(岩たまご、しのだ昆布巻) 正月用

材料名	数量(瓦)	備考
鶏卵	一個	
椎茸	一瓦	
昆布	一枚	昆布巻をむすびひも
油揚げ(大)	一枚	
カンピョウ	少々	
ほうれん草	二〇瓦	
砂糖	少々	食器は平皿
醤油	少々	
油	少々	
がまぼこ(赤)	二切	二切 二割

2.から揚げ

材料名	数量(瓦)	備考
豆腐	二〇丁	食器は平皿
れんこん	二〇瓦	
人参	一〇瓦	
大根	三〇瓦	するめの足は不用
古生	少々	前夜から水に浸して軟かくし
すま	五瓦	
メリケン粉	一〇瓦	
醤油	少々	
長芋	二〇瓦	

3.中華風料理(醋溜塊肉)

豚肉 四〇瓦

材料名	数量(瓦)	備考
玉子	一〇瓦	(1/2個)
かたくり粉	七〇瓦	
白菜	二〇瓦	
人参	二〇瓦	
玉ねぎ	五〇瓦	
グリーンピース	五瓦	
紅生姜	少々	
にんじ	少々	
砂糖	少々	
醤油	少々	
胡椒(西洋)	少々	
油	少々	

4.小鉢物(落花生和え) 正月用

材料名	数量(瓦)	備考
さば又はほら	三〇瓦	さば又はほらは新しいもの
れんこん	三〇瓦	
大根	七〇瓦	
人参	一五瓦	
落花	七粒	落花生は煎つたもの
砂糖及塩	少々	

一、家畜品評會

と き 二月三日
ところ 幸田村公民館
出場頭數
牛 五五 乳牛一五 和牛四〇
馬 五
羊 二五 種羊一〇 山羊一五
豚 一五

入賞者
乳牛 優等 芦谷 大夢 直亮
一等 里 岩瀬利三郎
和牛 優等 大草 清水彌一郎
一等 大草 平松 正行
馬 一等 岩堀 小野 國光
種羊 一等 大草 味岡 午太郎
山羊 一等 市場 桐戸 鐘一
豚 優等 鷲田 成瀬 泉
一等 芦谷 山崎 正男

三、第三回文化祭 深溝分館

分館が主体でPTA婦人会青年團學校協賛で健全娛樂をモットーとして舊正月三日間を好評裡に行つた。

- 一、展示會 手藝、書画、生花、茶
- 二、体育 野球、卓球、追羽根
- 三、文學 俳句、狂俳
- 四、娯樂 圍碁、將棋、かるた
- 五、映画會 いれずみ判官
- 六、演藝會 のど自慢、觀劇

四、林業實地講座 久保田分館

昨秋役員會の席で山林手入の實地講座を催したい動議が起り宇峯末の四十二番保安林七畝歩を會場に選び申請許可を得て一月十六日縣林産課酒井技師始め伊藤三浦林業普及員を講師に除伐間伐の實地指導や造林法を學んだ。小春日和の好天氣に恵まれ多數の受講者參觀者で日暮まで熱心に研究し盛況を極めた。



工場めぐり (その三)

幸田和紡工業株式会社の巻

- 一、名稱 幸田和紡工業株式会社
- 二、社長 榎原甚八
- 三、所在地

本社 幸田村大字芦谷字幸田八十

三番地 電話幸田一番

紡績工場 右同

反毛工場

幸田村大字大草字林二十三番地

四、主要製品

ガラ紡糸、特紡糸、反毛製品

五、特徴

榎原社長は機業界の長老で、工場経営すでに三十余年の体験を持ち、すいも甘いもよくわかつた苦勞人で、従業員一同は慈父のように敬慕している。職場はいつも明るく真心からいそしむ乙女の姿も楽しそう。

人口動態 (二月)		
出生	三五	男
死亡	一九	女
離婚	〇九	男
結婚	〇九	女



新教育協議會 研究發表

三月一日

一、議題としての事例研究

幸田小學校 齊藤 巖

二、Y児と共に

深溝小學校 村越 かるへ

三、本校聴視覚教育の一端

坂崎小學校 中山 宗平

四、食品加工について

幸田中學校 足立 森雄

五、學校給食について

荻谷小學校 村松 惣一郎



「お便り」 南國から

拜啓 曆では立春とはいえ寒風吹き荒むこの頃吏員の皆様にはお變りありませんか？御伺い致します。小生もお蔭によりまして元氣一ぱいで勤務しておりまして故御休心下さい。正月休暇の際御約束しました広報の原稿を漸く書きましたので御送り致します。何分下手な文章で取りとめ

もないのでありますがよろしければ御掲載下さい。
新廳舎も、もう完成して木の香高い廳舎に移轉される事と察しますが大いに村民のため張り切つて奮闘されることをお祈り致します。
では皆さまの御健康をお祈りして筆をおきます。
愛媛縣松山市三津濱局区内
警察予備隊第十一中隊指揮班
杉 浦 榮



警察予備隊 生活 S・S

昨年八月マツカリーサー元帥の書簡により國民注視の下に新しく誕生した警察予備隊其の後の育ちは一般にその任務や性格も未だ理解が少く、此の頃の世界國際情勢下に於ては種々な議論的となり又デマの元になつてゐる。予備隊生まれに既に五ヶ月皆様も物珍らしくないでしょうが近況を少しお知らせいたします。
日課は薄闇を破つて六時起床、六時十五分点呼、四十五分朝食、八時から正午まで訓練、晝食、十三時から十七時まで午後の訓練、十七時三十分夕食、二十一時消灯
誕生して日尚浅く色々の矛盾や不平もあるが漸く確立の機は熟した。

我々の任務はあくまで國內の暴動鎮壓にある。巷に擴がるデマは全くのデマだから絶体に迷わされてはならない。
私は入隊して何を体得したか？それは民主主義下に於ける訓練即ち團體訓練はどんなものか？決して自由勝手なものではないということ、日常訓練も非常に嚴格であるが、終れば各自の責任に於て團體の風紀を亂さない範圍に於て自由が認められます。何事も各自の責任に於て行動せよということ。簡單なようですが責任遂行は容易ではありません。團體生活だから個人生活のような我まゝはできず、樂もあるが苦も多分にある。今や第一期教育も終了し第二期教育に入つてゐます。
二十世紀後半の日本史上に新らしい一頁を記す予備隊、増原長官巡視の訓辭

- 一、謙讓であれ
- 二、信義を重んぜよ
- 三、禮儀正しく質素であれ
- 四、高い教養を身につけよ
- 五、強い勇氣ある予備隊になれ

五項目をモットーに毎日を勵んでいます。
平和の使途たる鳩、眞の平和を念願しつゝ、遙か南の空から故郷の幸福を祈りつゝ、訓練にベストを盡してまいります。

廣報「歡び」並に雜詠
短歌

杉浦亮一選

○ 神谷よしゑ
雨晴れし朝の庭の落椿子が拾ひて
わらにさしたる

○ 志賀 露華
季の吾子が義務教育を卒へし今朝空
うらけき日のみ旗かも

○ 足立 幸山
春立ちてのどかにかすむ里の山今朝
も眺めつ老のよろこび

○ 山本 秋子
寒月を踏みて歸らむ夫を待ち夜の更
くるまで繩をななひたる

○ 鈴木 與志
子供らと薪をとると山に來て今日も
静けき日を暮したり

○ 足立 竹友
目には見えぬ胸にはひしと御佛の救
ひの道を歩むよろこび

○ 山崎 吉彦
春は早や山のかすみにたゆたふと麥
の土入れしつづつ眺むる

○ 小川 きみ
踏み台に立ちて枝にさすもちひだん
こ一つづつ子は手渡しくれる

○ 杉浦 亮一
古びたるふすま繪の鴨みつむればこ
のま夜なかを生きて飛びたつ
佐紀久沙歌會に於て橋歸覽の獨樂
吟になぞらへて人々の詠める

よろこびは雪の夜道を來し我にあま
ざけわかし母の待つ時 小川久之
よろこびは朝の静寂をひびかせてひ
とりかが坐し煙を讀む時 橋 照山
よろこびはゆげの立ちたる朝の膳に
家内揃ひて箸をとる時 和田弘子
よろこびは夜更けて歸る我を知りて
犬の起き立つ音のする時 鈴木森朗
よろこびは日暮の鐘に野良を終へ子
の手を取りて歸り來る時 菅沼信江

● 課題解説

廣報の發行は定日に正確だそう
すが何分各戸えとどくまでに二週間
もかかる所が多いらしく投稿の方か
ら苦情がまいました。次號の課題
のわからない場合は雜詠をお送り下
さい。歌はもとも題詠など外道で
あるうと思ひますが、練習の方便と
か特殊の目的のための課題でありま
す。

俳句の寄題のような課題ばかりで
は歌の本領を發揮し得ない人があり
ますので「歡び」というような題を
出してみました。「歡び」という言
葉に拘泥しすぎては歌としての味わ
いに乏しくなります。歡びは格別な
出来事とか境遇をまたないでも日々
隨時隨所に感じられることでありま
しょう。それは心がけ一つで得られ
ることで、そこを掘り下げ省ること
が歌の尊い所以でもありましよう。

所謂「幸福感」とか「感謝の念」と
いうようなものに根ざす幸福感を表現
されるのが望ましいと思ひます。
餅祝だんごを子の手から受けるとき
落椿を葉に通して遊ぶ子の姿を見る
時、繩をないながら夫の歸りを持つ
とき、そうしたときの心の底の愉快
歡喜を日常見失つてはいないでしょ
うか。

次號課題再び「歡び」
メ切 四月十八日

平和の守り 國際連合加盟國

- アフガニスタン
- アルゼンティン
- オーストラリア
- ベルギー
- ボリヴィア
- ブラジル
- ビルマ
- 白ロシア
- カナダ
- チリ
- 中国
- コロンビア
- コスタ・リカ
- キューバ
- チェコスロヴァキア
- デンマーク
- ドミニカ
- エクアドル
- エジプト
- サルヴァドル
- エチオピア
- フランス
- グリシア
- グアテマラ
- ハイチ
- ホンデュラス
- アイランド
- イスラエル
- インド
- インドネシア
- イラン
- イラーク
- レバノン
- リベリア
- ルクセンブルグ
- メキシコ
- オランダ
- ニュー・ジブラント
- ニカラグア
- ノールウエー
- パキスタン
- パナマ
- パラグアイ
- ヘル
- ファイリツピン
- ホーランド
- サウディ・アラビア
- シヤム
- スウェーデン
- シリア
- トルコ
- ウクライナ
- 南ア連邦
- ソ連邦
- イギリス
- アメリカ合衆國
- ウルグアイ
- ヴェネズエラ
- イエーメン
- ニューギニア
- 印 原加盟國
- 印 新加盟國



越冬蠅蚊驅除
實施について

皆様方には既に承知されている事
であるが有害昆蟲の驅除は盛んに活
動する時期に實施するよりは被害の
少ない繁殖前期に徹底驅除する事が
最も簡易で効果的であるから時期を
失せず有効適切な處置によつて一層
効果を得る様實施せられたい。